

「文化庁と大学・研究機関等との共同研究」委託実施要項

令和2年3月26日
文化庁次長決定
令和4年2月8日一部改正

1. 趣旨

「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においては、「地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。」と、文化庁の京都移転とともに文化庁の機能強化の必要性が明記された。また、平成29年6月23日には、文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布・施行された。

このような状況のもと、文化庁では、文化芸術に関する施策を更に強力に推進するため、新・文化庁の構築に向け、機能強化に取り組んでいるところである。

「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（平成29年7月25日の文化庁移転推進協議会）では、機能強化の方向性として、文化政策形成機能の強化や開放的・機動的な文化政策集団の形成、関係府省庁・地方公共団体・民間・大学・文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制による新たな領域への積極的な対応の強化などが示され、「大学との連携を生かした文化政策調査研究」が具体的な取組の1つとして挙げられている。

文化庁においては、こうした新たな政策ニーズ等に対応するため、民間や大学等にも開かれた体制づくり、連携を生かした文化政策形成機能の強化に取り組むことが求められている。

本研究は、上記を踏まえ、大学等との連携を通じて、大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用した共同研究を実施することにより、文化庁の政策研究機能の強化及び文化政策研究の推進を図るとともに、文化政策における研究者ネットワークの構築を目的とする。

2. 委託内容

- (1) 大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用した、文化庁の政策研究機能の強化、文化政策研究の推進、文化政策における研究者ネットワークの構築に資する共同研究
- (2) 上記(1)の遂行に資する研究会、シンポジウム等の実施運営
- (3) 上記(1)の目的達成に必要な各種資料の作成
- (4) その他、上記の業務に付随する必要な事務

3. 委託先

委託先は、下記①から④までの要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- ①定款・寄附行為又はこれらに類する規約を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ④団体組織の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

業務の実施期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が委託契約に違反したり、実施に当り不正若しくは不当な行為をしたとき、又は、委託業務の遂行が困難であると認めたときは委託の解除や経費の全部若しくは一部について返納を求めることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（委託契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書に基づき調査（現地調査を含む）を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の委託費の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 業務の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）

第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、文化庁に帰属するものとする。

- (2) 文化庁は、団体等による業務の実施が、委託契約に違反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるように求めることができる。
- (3) 文化庁は、業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導、助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (4) 文化庁は、必要に応じて委託業務の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (5) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は文化庁委託業務実施要領及び委託契約書に従うものとする。